

社会福祉法人 まどか会

宮地保育園 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法第45条の規定による児童福祉法最低基準に基づき、保育園において入園している児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な保育運営が確保されることを目的として、社会福祉法人まどか会宮地保育園（以下「当園」という）が運営管理について、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 当園は、一人ひとりが大切にされる「仏教保育」を基盤とし、「一人ひとりの子どもたちが大切に育まれる中で、子どもも大人も互いに尊重し合い、育ちあい、ともに、いのち輝きあえる園づくりを行う」という運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営主体、施設の名称等)

第3条 当園の運営主体及び、施設の名称、所在等を次のとおりとする。

(1) 運営主体

事業者	社会福祉法人まどか会	
代表者	理事長 三村 大和	直通 090-9573-5765
法人の所在地	熊本県阿蘇市一の宮町手野 1030 番地	TEL 22-0380

(2) 施設

名称	宮地保育園	
代表者	園長 岡本 憲昭	
施設の所在地	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 2393-1	TEL 22-2444

(認可定員及び利用定員)

第4条 当園の利用定員を90名とし、子ども・子育て支援法(以下「法」という)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子どもの区分ごとに、次のとおりとする。ただし、利用状況により定員は変更する場合もある。

2号認定子ども	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可定員	16名	18名	18名	52名
3号認定子ども	0歳児	1歳児	2歳児	合計
認可定員	9名	14名	15名	38名
				合計
				90名

（提供する保育の内容）

第5条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育（第10条に規定する時間において提供する保育をいう。）
- （2）養護と教育の一体的な提供
- （3）食事の提供
- （4）子育て家庭に対する支援
- （5）その他保育にかかる行事等（延長保育・発達支援保育・一時預かり）
- （6）障がい児保育

（延長保育）

第6条 当園は、平日7時から19時までの間で、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（障がい児保育）

第7条 当園は、障がいを持った乳幼児及び一人ひとりの発達段階（個性）に応じて、ノーマライゼーションの理念に則り保育を実施する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第8条 当園は、「熊本県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容を次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- （1）園長1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1 名

主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括・指導し、保育を支援する。

(3) 保育士 19 名（非常勤含む）

保育士は、園児の出欠の確認、安全管理及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭への連絡等の業務を行う。

(4) 調理員 3 名

調理員は、調理業務、調理器具・食器の整備保管業務等、給食業務全般を行う。

(5) 嘱託医 2 名（内科医/歯科医）

嘱託医は、入所児童の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言を行う。

（保育を提供する日）

第 9 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を休業日とする。

2.前項の他、園の運営上必要と認められる場合は、保護者会と協議の上休業日とする。

（保育を提供する時間、延長保育）

第 10 条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）

7 時から 18 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、特別な事情により保育が必要な場合は、平日 19 時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）

8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、特別な事情により保育が必要な場合は、平日 7 時から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時の範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。

（利用の開始に関する事項）

第 11 条 当園では、阿蘇市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本運営規定等に同意されたときに保育の提供を開始するものとする。

2.一時預かり保育利用児童については、本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

(保育の終了に関する事項)

第 12 条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 長期欠席するとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当園は、保育・教育の提供中に、児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用児童の家庭等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用児童の主治医に相談する等の措置を講じる。

2. 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、児童保護者及び阿蘇市等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
3. 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
4. 利用児童に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 園長は、火災、地震、自然災害、その他急迫の事態に備え、計画的な防災訓練と設備改善を図り、児童の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 当園は、防火管理者を定め、少なくとも毎月 1 回以上の避難、及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 15 条 当園は、利用児童の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその疑念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 6 条ほか慣例法令に基づいて、虐待のあること、または疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村等に通報するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 16 条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2.当園は、延長保育・一時預り保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表 1，2 に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

3.前 2 項に加え、教育、保育の提供に関して実費で徴収する費用（給食費も含む）について、その都度、保護者に使途・金額等を説明し同意を受けたうえで支払いを受けるものとする。（別表 3 のとおり）

(給食)

第 17 条 給食は、新鮮な旬の食材を用い、できる限り変化にとんだ献立となるよう工夫し、かつ入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2.嗜好調査（残食調査）を行い、適切な給食がなされているか、日々確認する。

3.食品の調理、加工及びその貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うものとする。

4.検食は毎食行い、その結果を記録するものとする。

5.保存食及び材料は 50 グラム程度、2 週間保存するものとする。

6.調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

7.アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な児童が入所した場合は、医師による診断書、または指示書等に従い、できる限りの対応を行うものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 当園の職員は、業務上知り得た利用児童及び支給認定保護者の秘密を保持しなければならない。

(記録の整備)

第 19 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録をパソコン上の宮地保育園管理システムデータとして整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2.保育の実施にあたっての計画

3.提供した保育に係る提供記録

4.特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

5.保護者からの苦情内容等の記録

6.事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情・相談)

第 19 条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情解決担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2.苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3.苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

当園ご利用相談窓口

- | | |
|---------|-------------------------|
| ・ 窓口担当者 | 岡本憲昭、 井まなみ |
| ・ ご利用時間 | 8 時 3 0 分～1 8 時 3 0 分 |
| ・ 電話番号 | 0 9 6 7 - 2 2 - 2 4 4 4 |

(1) 第三者委員 菅 保文 氏

住所 熊本県阿蘇市一の宮町手野230-5

電話 0967-22-2545

(2) 第三者委員 和田 敏喜 氏

住所 熊本県阿蘇市一の宮町手野1522-1

電話 0967-22-2646

(健康管理、衛生管理)

第 20 条 当園では、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じ、入所時及び毎年定期的に 2 回以上の健康診断を行う。

2.当園は、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

3.当園は、毎月 1 回、職員に対する検便を実施し、調理従事職員及び保育士の健康管理を徹底するものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第 21 条 在園児保護者は、当園保護者会に入会するものとする。

※「送迎時の駐車場の注意」、「予防接種のお願い」、「家庭保育への協力願い」、「与薬依頼書の提出」など、入園された時の「留意事項」となります。

(運営の一般原則)

- 第 22 条 本園は、園児の人権に十分配慮するとともに、園児一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。
- 2.本園は、その所在する地域との交流及び連携を図り、地域の子育て支援に寄与する。
- 3.本園は、園児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。
- 4.本園は、園児の保護者及び地域住民に対し、当該園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(人権擁護の責務)

- 第 23 条 本園の職員は、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為（不適切な保育）をしてはならない。

(園児の心身の状況に合わせた保育)

- 第 24 条 本園は、園児が心身の状況によって修得することが困難な内容について、当該園児の心身の状況に適合するように個別に教育・保育の履修を行うものとする。

(保護者との連絡)

- 第 25 条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(肖像権、写真の使用について許可)

- 第 26 条 園長は、子どもの写真の使用許可について、保護者へ同意を得るものとする。その後ホームページへの掲載、お誕生カードでの使用、卒園 DVD、発表会の DVD 等への使用をできるものとする。
- 保護者へのサービスとして、園の行事（運動会・発表会・おゆうぎ会、他）で委託業者が写真を撮影し、委託業者の責任の範囲で販売することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1. 延長保育に係る利用者負担について

延長保育時間に係る保育の利用者負担額として、市が定める金額を徴収いたします。

保育標準時間認定 児童について	延長保育時間	午後 6 時から午後 7 時	300 円／1 回、2,500 円／月極
保育短時間認定 児童について	延長保育時間	午前 7 時から午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分から午後 6 時	150 円／1 回、1,500 円／月極 150 円／1 回、1,500 円／月極
	延長保育時間	午後 6 時から午後 7 時	300 円／1 回、2,500 円／月極

*なお、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

2. 一時預かり事業（一般型）保育に係る利用者負担について家庭での保育が一時的に困難になった児童について、施設において預りを行う事業

区分	年齢	金額
1 日（5 時間以上）	0 歳児	2,600 円
半日（5 時間未満）	〃	1,300 円
1 日（5 時間以上）	1 歳児以上	2,000 円
半日（5 時間未満）	〃	1,000 円

3. 給食に係る利用者負担について

主食費について

うさぎぐみ(3 歳児クラス)に進級・入園された日より退園される日まで、月・火・水曜日（週 3 日）主食の提供を行います。

月額：5 0 0 円（ただし、月・火・水曜日のみ）

副食費について

区分	月額
2 号認定子ども おやつ代含む	4,800 円

国の予算案の公定価格見直しの中で、副食費に係る部分について月額 4 8 0 0 円となることから、今年度阿蘇市の保育園・幼稚園・認定こども園についても所要の改定を行うもの。

1. 主・副食費徴収方法：園へ集金袋で支払うこと
2. 納入先：宮地保育園
3. 退園手続きの方をのぞき、月額の徴収となります。

※0 歳児から 2 歳児は完全給食ですので、保育料の中にその費用は含まれております。